議案第９８号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　学校教育法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年１２月世田谷区条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第５条中「副園長」の次に「、主務教諭」を加える。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。